

# おんが

発行所 遠賀町役場  
 編集発行 遠賀町庶務課  
 印刷所 印刷所  
 冷牟田印刷合資会社

## 昭和40年産米

### 生産費の動き

福岡県の昭和四十年産米の十アール当り生産費は、二八、六〇〇円で、前年にくらべると二、八〇〇円高くなっている。また玄米一五〇kg当りでは、九、〇四六円で一、二〇〇円高くなっています。

この十年間の直接生産費の項目別割合の動きは、左の図にみられるとおりです。

最も増えたのは農機具で、三十

年、四〇から一四、九〇に

合は増加しています。

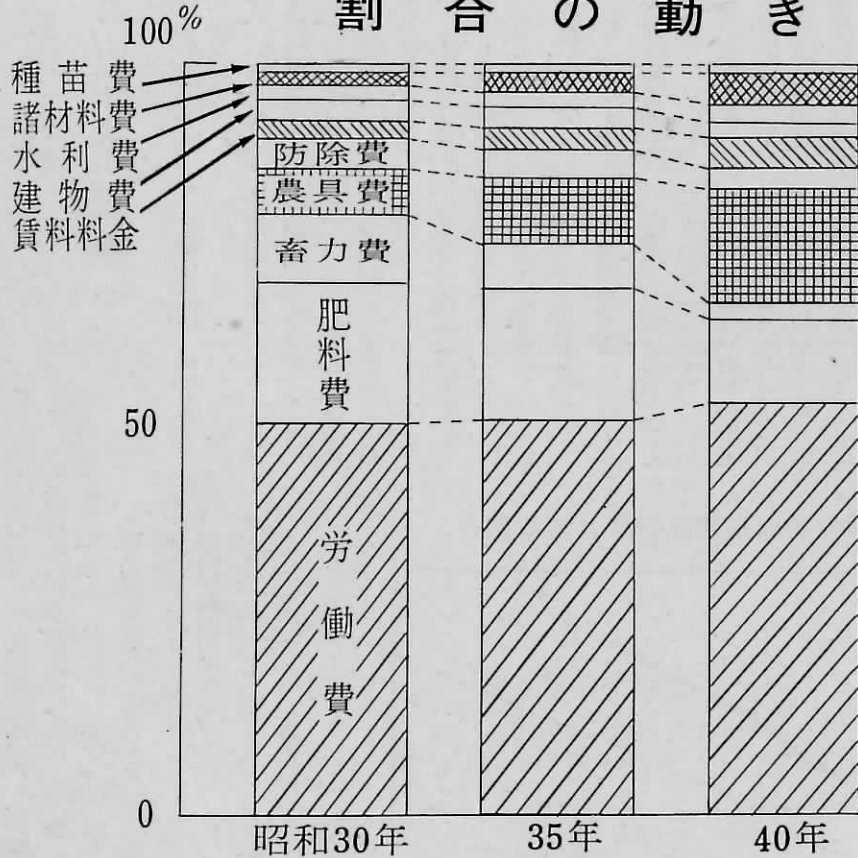
他方畜力は、耕うん機等の普及により使用するものが少く、かつては八、五〇とかなり大きなウェイトを占めていたものが、現在ではわずかに一、三〇に低下しています。又生産費の約二〇〇を占めていた肥料費も、他物価の高騰にもかかわらず、価格は保合状態で、四年では約二二とその割合は下がっています。

えと稲刈の機械化が、労力費節減の重点になることとし

よつ。

## 福岡県産米生産費項目別

### 割合の動き



昭和30年

35年

40年

金子彦二

調査官

事務所

農林省福岡統計調査

北九州農前地区統計

調査官

永久選挙人名簿の縦覧  
 公職選挙法の改正による「永久選挙人名簿」ができましたので、次のとおり縦覧します。

この名簿は去る6月20日現在で、全国一斉に実施された選挙資格調査に基づいて作成したものです。万が一脱漏、誤記事項があれば選挙のとき投票できないことがありますので、縦覧期間中に確認してください。

一、縦覧期間  
 昭和41年8月26日 15日開  
 〃 〃 9月9日 15日開  
 午前8時30分から午後5時まで

一、縦覧の場所  
 遠賀町役場

### 産米一割向上運動 (中)

## 病害虫防除対策や

# 「かんばつ」への備えはよいか

今年の稲作については、七月中旬以降の高温多照により、莖数・草丈でも平年以上の成育で、むしろ過繁茂の傾向にあります。

このことは病害虫の恐れや、台風害を受けやすい状態にありますから充分ご注意願うと共に対策に万全をお願いします。

一、用水の確保

七月十四日以来、約一カ月連続炎暑が続き、一部では用水不足地帯がでています。

八月十日前後より水は必要になつてきますが、特に八月二十五日頃より九月二十日(穂揃期)までは最も水の必要な時期となりますので、今年のようなかんばつ年にはまず用水確保を第一義とし、間断灌水(一時的水切り)は水利事情が好転してから考慮下さい。

二、施肥

高温多照の影響により、肥料の分解は促進されており、お盆前後の穂肥は必要となつてきます。但し、元肥の量や質及び成育相も充分勘案して適量を施すことが大切です。

なお第二次穂肥の計画のあるものについては八月二十三日〜二十五日頃N・K質を成分で一キロから一・五キロ程度施します。

### 三、病害虫防除

お盆頃から発生する病害虫としては、病害でイモチ・モンガレ・シラハガレ・ゴマハガレ等があり、虫害ではウンカ類・メイ虫があらわれます。これらは稲の生殖生長期から発熟期にかけて発生するもので、一度被害を受けると(別表一)のように致命的減収となりますから、圃場をよく観察し、病害虫に適した農薬の使い分けをお願いします。

### 後期病害虫防除表

8月			9月			10月		
中	下	上	中	下	上	中	下	上
					秋ウンカ			
			変色穂					
			(イモチ)					
			(ゴマハガレ)					
			水銀剤					
			モンガレ……					
			穂首イモチ……					
			ウンカ類……					
			メイ虫喰入虫……					
			タフセツト・モンブ					
			S B粉剤					
			(パイジツト)					
			パイジツト					
			メイ虫蛾……					
			ビージツト					

### 四、台風対策

台風被害はイネの生育時期や風の強さ雨の有無などで大いに関係して来ます。

また同じ雨でも冠水の程度や水質・水温の関係、或は倒伏と白葉枯病の発生など発熟に大いに影響し、被害程度も千差万別です(別

表二)が、これを最少限に喰い止めなければなりません。

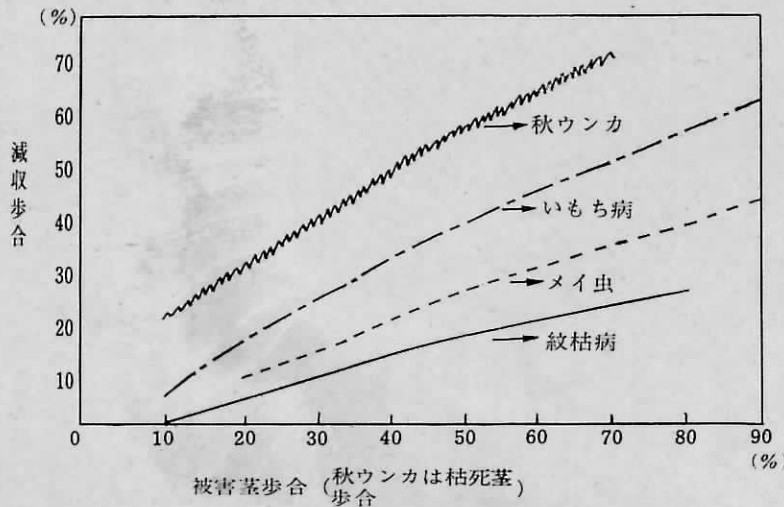
ア、まずイネのゆれと倒伏を防ぐため、台風が接近して来ますと深水にすることが大切です。

イ、雨の程度如何では堰(イゼキ)・樋門の処置を迅速にしなければなりませんので、部落の

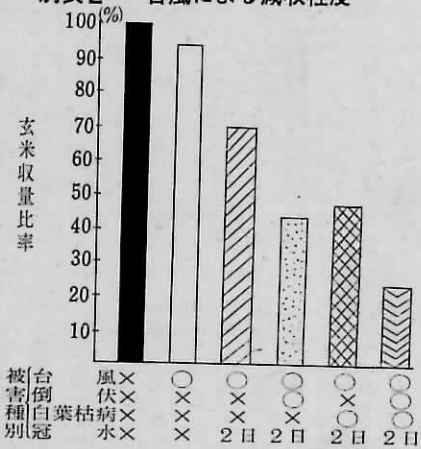
係の方は大極的判断のもとに水量・潮の干満など加味して処置願います。

ウ、台風通過後、白葉枯病やウンカ類が急激に発生しますから圃場の見廻りをして、発生の際こ

### 別表1 出穂期の病害虫発生程度と減収割合



### 別表2 台風による減収程度



注: ×は「なし」○は「甚」

- 台風は出穂後15日目に風速26m/秒
- 冠水は穂全部で雨量96mm
- 倒伏・白葉枯病の発生は台風通過後

# 地籍調査の歴史 (その五)

## 外地における土地調査

わが国は明治二十七年・八年の日清戦争により台湾を領有し、明治三十七・八年の日露戦争によって関東州の租借と朝鮮との併合を得、第一次欧州大戦の結果南洋諸島の委任統治権を獲得し、日本の新領域として統治することになりました。

わが国は戦国時代の頃から大名が戦勝その他の名目を以って、新領土を獲得すると、その新領土の実体を把握し支配態勢を確立するため、必ず土地調査を行ってきたのであります。日清戦争以後わが国の新領土となった台湾、朝鮮、関東州及び南洋諸島に對しても、その実体把握のためそれぞれの土地調査を行ないました。

台湾は明治三十一年から時の民政長官後藤新平により土地調査が行なわれ、十余年の歳年をかけ全島の調査を完了しました。測量技術者は熱くてなれない亜熱帯の地で、毒蛇や蕃族の襲来の危険にさらされながら実施し、数十名の犠牲者を出したということでありま

す。朝鮮は明治四十一年日韓合併と同時に土地調査を行なうことが計画され、朝鮮総督府の外局として土地調査局を設け、朝鮮全域の土地調査を実施し大正十年頃ほぼその事業を終了しました。

次いで政府は関東州及び南洋諸島の土地調査を実施し、昭和七年満州国ができるや直ちに国勢院の外局として、土地調査局を設け、後に土地調査局を、地政総局と改称しましたが、満州国の北部及び西北部のソ満国境線を除く他の全域について地籍調査が実施されたのであります。

かくして台湾、その他の新領土の地籍調査が実施されましたが、調査に用いられた測量方法は、満

州国を除いて他は全部地上法をもって実施され、その測量精度は現在わが国で行なわれている地籍調査とほぼ同程度のもので、明治初年に行なわれた土地調査とは比較にならない程高精度のものであります。

### 地籍調査の実施状況

国土調査法が制定公布されたのは昭和二十六年六月でありましたが翌二十七年は試行調査の域を出ず地籍調査が事業として本格的に実施されるようになりましたのは昭和二十八年年度からであります。当初は十年間に全国の主要農耕地域約四万二千平方分の事業を実施する計画でありましたが、この事業に対する一般の認識不足と政府の予算の裏付けがなかったため、事業は思うように進まず、計画倒れになりはしないかと心配されたものであります。

ところが昭和三十年五月、国土調査促進特別措置法が制定公布され、政府の財政措置も閣議決定事項として安定するようになりましたので、事業は全国的に伸展を見せ、昭和三十八年度より向う十年計画の三年目に当る昭和四十年年度の総予算額は八億八千万円にも達しております。

九州地方においても昭和二十七年に、福岡、鹿児島両県において試行調査を行ない、翌昭和二十八年年度から一部の町村において本格的に事業を開始しましたが、政府予算の裏付けに不安定な面がありましたので、事業は遅々として進まなかったのであります。

しかしその後政府財政措置の増額及び事業の重要性に伴い、各県共事業着手に踏み切り昭和三十七年五月国土調査促進特別措置法が制定公布されたからは本格的に軌道にのって、昭和四十年年度におきま

しては新規着手の十三万町村を加え七十六万町村が実施致しており、4月から5回にわたって掲載しました「地籍調査の歴史」は、今回で終らしていただきます。

(完)

昭和39年度及び昭和40年度九州地方に於ける地籍調査実施概況

項目	積					実施市町村数	
	39年度		40年度		39年度	40年度	
	面積	比率	面積	比率			
福 岡	115.79	33.5	130.66	33.5	21	24	
佐 賀	24.28	7.0	49.13	12.6	8	11	
長 崎	28.58	8.3	30.00	7.7	6	7	
熊 本	35.66	10.3	29.55	7.6	5	7	
大 分	38.78	11.2	38.53	9.9	7	7	
宮 崎	39.80	11.5	46.56	11.9	5	7	
鹿 児 島	63.11	18.2	65.49	16.8	11	13	
計	346.00	100.0	389.63	100.0	63	76	

## 農業委員役員構成決まる

会長に仲野氏、副会長 芳賀氏

任期満了による農業委員の選任に新しい13名の農業委員全員が決まりました。委員については、農協推せん委員の豊定、去る7月26日、改選後の農業委員会が開催され、改選後の委員構成について次のとおり決まりました。役員構成については次のとおり決まりました。今後三年間連賀町の農業発展、或いは農民の地位向上のため、尽力願うことになりました。

農業委員役員名簿 S41.7.26

議席番号	氏名	役職
1	仲野 馨	会長
2	芳賀 和夫	副会長、農政
3	石松 方則	農地
4	柴田 盛彦	農地部長
5	仲野 利治	農地
6	豊沢 健一	農政
7	村田 喜代実	農地
8	柴田 治美	農政
9	重広 新	農地、県会議委員
10	石松 薫	農政部長
11	竹森 繁男	農政
12	舛添 忠	農地
13	添田 重広	農政

時 代	安 土 桃 山 時 代	江
一四二九	一五九〇	一六二八
一四八七	一五八四	一六二七
一五〇五	一五六〇	一六二六
一四九二	一五五九	一六二四
一五二二	一五六一	一六二二
一五〇五	一五〇〇	一六一三
一四八七	一四九二	一六一〇
一四二九	一四八七	一六〇四
		一六〇一
		一五九六
		一五八四
		一五六〇
		一五五九
		一五二二
		一五〇五
		一四九二
		一四八七
		一四二九

を建つ。  
黒田忠之、光之、継高、広渡安丸に別業

敷八剣宮を広渡長江に奉祀する。  
妙雲寺、小倉永照寺、念西和尚創立。立屋

西川も物資を運ぶ舟が通行していた。

を舟で運搬していた。  
遠賀川によって嘉穂、鞍手、田川の物資

浅木八剣大明神再興。

び柴田三右衛門を初代の里正とする。  
埋められて水巻村古賀に對し今古賀とよ

黒田長政沼沢地であった(今古賀)のを  
地にうつす。

虫生津高田神社道場寺原にありしを今の  
僧休岸法雲寺開基(一六七五年ともいう)

耕地とする。  
藩士竹森石見に命じ木守大曲を理め立て

副田九郎兵衛、浅木神社を修復する。

地であった。  
どが沼沢芦牟田であって、鳥類の雉棲息

黒田長政策前入国、浅木、島門のほとん  
う記録みゆ。

この頃猪熊も島津村のうちであったとい  
龍昌寺第六世機雲、常楽寺を創立。

行滿寺宗林和尚真宗に改宗す。

左衛門本城名島より氏神并財天を勧請す  
頃千代丸城築城し千代丸小仏丁に安増甚

う。  
木守本村に利世院を開基(今庚申庵とい

岩を築く(宗像氏貞の時)  
虫生津川端、高家城ノ越、尾崎城ノ越に

龍昌寺第四世瑞珠和尚、榮宗寺開基(若  
松)

浅木神社大友宗麟の兵火により焼ける。

大内義隆浅木神社再建

広渡長岸寺創立(開基單着)

松林山行滿寺開基(天台宗)

住吉神社を現在の地にうつす。  
意)はじまる(旧七月十三日)

鬼津貴舟神社を西川の辺より矢倉に移

時 代	戸
一七〇三	一六五五
一七〇二	一六五八
一六九九	一六六一
一六九九	一六六〇
一六八七	一六六三
一六八六	一六六四
一六八四	一六六五
一六七七	一六六七
一六八七	一六八七
一六八六	一六八六
一六八四	一六八四
一六七七	一六七七
一六六五	一六六五
一六六四	一六六四

公より二子にそれぞれ来五儀を賜う。  
木守村百姓源六の妻の貞烈を感賞し綱政

をしいた。  
十一月十一日以後七年間策前国鈔法の制

像の被害激甚。  
夏秋大洪水にあり、特に遠賀、鞍手、宗

殿を造営。  
修驗僧運照院、里正柳野氏と菅原神社々

黒田光之浅木神社に参詣される。  
の社名にもどる。

浅木大明神を八剣大明神と改めるも後今  
六月二十三日策前国領約令発布。

「熊の梅」と名付く。  
二月黒田光之浅木神社々前の古梅樹に

今古賀貴舟に八剣神社を立屋敷より勧請  
する。

法雲寺を今の地に建立す。  
若松住吉神社建立(棟札より郡誌)

花園崎神社に草野姫命を合祀する。  
藩主木守大曲にお茶屋を造営す。

邪法宗門の踏絵をなさしむ。  
御牧郡を遠賀郡に復す。

後今古賀は縁人形をやめた。  
るも七月七日兩名を記る。これがため以

永世祭祀を絶たないことを誓い、今に至  
がまさきに刑につかんとするや、悲哀して

四日四郎丸にて打首となる。村民は二人  
兩名寛恕を請るもきかれず、十一月十

で見つけ十六才の弥右衛門を詰責するも  
でたるも来村した候田使知中に稲株ある

すけて村内凶作のため免租を藩に願ひ出  
今古賀柴田次左衛門(37才)林総右衛門

酒造家村田氏宝樹庵を結ぶ。  
浅木神社再建する。

花園に昆沙門天を勧請する。  
山田川用水路掘きく。

花園橋元に延命地像を安置す。  
千代丸小仏丁紫雲堂に観世音を安置す。

別府南南寿堂に地像尊を安置す。  
別府北浦雲嶺堂に地像尊を安置す。

欣善和尚西光寺を再興し浄土宗に改め

# 『遠賀町歴史年代表』を

## 贈るにあたり

永田量一

過ぐる日、来る日、その日々が自分のあゆむ歴史であり、積る家の歴史でもある、また村の歴史を書いているのであります。この時間的な記録を私達は常に自覚しなければならぬと思います。この意味で書かれてきた遠賀町の姿、歴史をふりかえりながら本報をかりて町民の方々に『遠賀町歴史年代表』を贈りたいと思います。見かけのとおり完全なものではありません。ただ一応の恰好だけつくった程度のもので、この上は、個人よりのご指導を得てより一層のものに仕上げたいかんがえております。どうぞ遠慮なきご批判をおまちしております。尚紙面の都合で表がこま切れになって見にくくなるとは思います。出来るだけ切り抜いて綴り合わせ貼添の出来るよう印刷の方もお願いしておりますので社会科等の資料などに利用していただければこの上もない幸いです。お待ちしております。

### 遠賀町歴史年代表

時代	縄文時代			彌生時代		古墳時
	B.C 六〇五〇	B.C 三〇〇〇	B.C 二二〇〇	B.C 二五〇	B.C 一〇〇	
紀年						
おもなできごと	この頃九州と四国が本州からはなれ現在	この頃海進期が頂点でこれより以後海退期にすすむ。	この頃鬼津の舟郷には縄文人が既に生活の居をかまえていた。	虫生津に縄文人が居をかまえ生活をして	木守宇美原に弥生人が生活をしていた。花園に弥生人が生活をしていた。城ノ腰に弥生人が生活をしていた。	千代丸及び附近に須惠築築造。 線とおなじヶ所を流れる。 は花園東側より木守の西を通り戸切川のた一つは今の流れとほぼおなじく、一つこの頃遠賀川は本町を二方向に流れてい

代	奈	良	時	代	平	安	時	代	鎌	倉	時	代	室	町	
六四六	七一三	七一五	七三五	六九四	七三七	七四九	八四二	九〇一	九〇五	九〇七	一二五九	一二六二	一二九〇	一三九〇	一四二五
豊前坊古墳の造成される。	大化改新の詔が発布された。	麦の栽培がはじまる。(古事記)	九州地方に痘瘡大流行する北九州に特に	筑前國島門に駅家を置き馬二十三疋をお	九州地方からの痘瘡が全国に蔓延して行	この頃今泉神社に日本武尊を祭ったとあ	菅原道真築紫に下り舟を岡湊に泊す。	祝祀したの宮を最初とする。	菅原道真葬去、高家の民その徳を追慕し	島門、浅木両村は遠賀郡司の支配にはい	頃古記に「松の元」の地名がみえる。	御供に仕え奉る。(浅木大明神社社記)	大内義弘、浅木大明神社殿を建立。	居城と聞いたので五郎城かと思ひ記載し	た証正者に感謝する

### 今月の税金、掛金

- 一、昭和四十一年水稲共済掛金、賦課金  
納期限 8月20日
  - 一、町県民税第二期分  
納期限 8月25日
  - 一、国民健康保険税第二期分  
納期限 9月31日
- 期限内に納めましょう

### ふるって参加しよう

#### 遠賀郡民体育大会開催さる

遠賀郡民ごぞって参加するスポーツの祭典、遠賀郡民体育大会は本年で第7回目を迎え、左記のとおり開催されますので多数参加、ご声援ください。

期日 八月二十八日(日)

開催地 岡垣町

主催 遠賀郡体育協会

岡垣町体育協会

遠賀郡青年団協議会

遠賀郡各町

遠賀郡地協協議会

遠賀郡婦人会連合会

実施種目

### 明るい生活 きれいな道路

道路をまもる月間

8月1日～31日

例年のとおり本年も国土建設に関する行事の一環として、全国一斉に実施されることになり、本県においては、8月1日から8月30日までの一ヶ月間を「道路をまもる月間」として運動を展開していきます。

この運動の目的は、道路の正しいあり方および使い方を知り、道路を管理する者(国、県、市町村、日本道路公団等)と道路を利用する者とが一致協力して道路を愛し、まもり、広く、美、使え

るようになしよとす運動でありますので町民皆様のご協力をお願いいたします。

○道路をまもり広く美しく安全に使うためには

▽道路を不法に専用することをやめましょう。

道路に物件を設けようとするときは必要な手続きをして許可をうけねばなりません。

▽交通の障害になる行為はやめましょう。

自動車、自転車等を路上に放置

しない。

商品棚、日除け等を路上に張り出さない。

道路を物置き又は作業場等に使用しない。

▽道路標識の効果を妨げるような行為はやめましょう。

道路標識を汚損しないようにする。

○道路は県民生活の血管といわれます。道路を愛しまるためには、

▽道路の排水を妨げる行為はやめましょう。

道路に土、砂、ごみを捨てない路面、側溝等の清掃に協力しよう。

沿道(路側)を埋立てるときは必要な手続きをして許可をうけねばならない。

▽街路樹を愛護しましょう。

街路樹に広告物等を提出しない。

植樹にごみを捨て、又はごみ箱を置かない。

#### 福岡県職員採用試験実施

福岡県人事委員会では、昭和42年度採用予定の中級及び初級職員の採用試験を次のとおり実施しますので希望者は、応募されますようおしらせします。

#### 記

一、受験資格

(1)中級(行政事務)

○短期大学を昭和39年3月以降に卒業した者または昭和42年3月までに卒業する見込みの者(年令を問わない)

○人事委員会が前記に該当する者と同等と認めた者

○昭和12年4月2日から昭和21年4月1日までに生れた者(学歴を問わない)

(2)初級(一般事務、機械、土木、建築、林業、電気、学校事務、警察事務)

○昭和14年4月2日から昭和24年4月1日までに生れた者または昭和42年3月までに高等学校を卒業する見込みの者

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1)日本の国籍を有しない者。

(2)禁治産者および準禁治産者。

(3)禁以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまだ、その

刑の執行を受けることがなくなるまでの者。

(4)福岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

(5)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またこれに加入した者。

#### 二、試験方法

中級は短期大学卒業程度、初級は高等学校卒業程度で、教養、専門試験が行なわれます。

#### 三、試験日および試験地

昭和41年10月16日(日)

福岡市、久留米市、飯塚市、小倉区

#### 四、受験申込

○申込先

福岡県人事委員会事務局

○受付期間

昭和40年9月15日～9月30日

#### 五、その他

申込用紙の請求、または詳細については、福岡県人事委員会事務局に請求ください(返信料15円切手を添えること)